



次に財政の確立の方策について、これも余り前進はしてないようですが、これからモカカしていくという事は前にもあれして、明年度応分の負担とか当初予算に於いてあれするとかいうことで、幾らか前進はしているけれども、余り前進はしてないようですけれども、それから一般財源という事に対して、さう訂正がありましたけれども、これは非常に取り扱いはなかなかむずかしいもので、一般財源、一般財産でもないし、公有地ということと一般財源というものが、公有地やなんかも関連がどういうふうに解釈して理解するかという事になるとちよと苦しいわけですが、訂正がございましたので、私に了解しなくてもほかの方が了解したようではございますので、これらについてはこれ以上申しません。

それから積立金の基金の関係になるのもしれないですけれども、やはり財政の確立の方策としても積立金という基金の活用、これは先ほど回答があったかどうかが、前回は指針が決まり次第という事になったけれども、たとえば、先ほど申し上げたような小問題のことにしてもこの積立金を取り崩してそれでこれを充てると、たとえば半額でもやってあげれば利子の一日四十円が二十万円にもなるでしょうし、とにかく基金積み立ての利率より借りている率の方が大きいんですから、

そういう関係も私は前回申し上げました。さういふことも考えてやっていかないと、ますます財政の確立はこうでありますと言つても、内容については一つも確立の関係についての検討がなされていないと、さういふふうに言わざるを得ない現状ではないかと、私はさういふふうに考えています。その点もひとつお聞かせ願えればと思います。

それから財政確立の中で各種委員会、委員や人々の問題に対して、前回一番も二番も前からのものが依然として残っていて、検討もされなけりやならない時期に來てゐるんじゃないかという事の質問をいたしました。さうした中で農業委員の改選も控えているからさういふ問題をどう思ふのかという事、定数問題について聞いた人です。

それではお尋ねするんですけれども、先ほど私は訂正しましたけれども、前回の質問で、本年一月一日というのはあれは前年一月一日だったということを訂正しました。それでは本年一月一日現在の有権者や農耕面積、さうしたものがどういうふうになっているか、世帯数や有権者、農地面積、それがどういうふうになっているか、これはさうまで知らなかった人です。うわさには聞いておった人ですけれども、

ども、学識経験者としての委員五人以内の選出、本日ここに議長あてに來たと、前からうわすには聞いておられたのですけれども、本日はきりこれがあつた。この五人以内ということは農業委員会等に関する法律の第十二条の第二項に規定されている数ですけれども、これは市議会の推薦委員を五人として差し支えないと考へてよろしいのか。法律により市長は五人を推薦されたいというこの含みがあるのか。これはもう議長に來てゐる人ですから五人以内だから五人選んでも——議会で選ぶということは議員を選べというのではなくて、やうした関係の者を学識経験者として選ぶのか。やういふことでよろしいのかどうか。その意味合ひをひとつ。ただ、法律が五人になつてゐる人だから五人以内を出してくだつたといふことでしたのか。含みがあるのかないのか。前回の改選に伴う私の意見の中で、福生市の農地面積等を申し上げ、市長答弁と異なることにもなつたかと思ひますけれども、要はこのことも前回申し述べましたとおり、現在学識経験者としての委員もおられることであり、改選期の委員定数等についても検討しておられることではないかと思ひ、私はさういふふうに申し上げております。改選期を控へてゐるから学識経験者もさうした委

員もしてゐるからさうしたことについても検討しておられるかと思ひます。申し上げております。したがつて、今回この五人を議長に推薦方を出した学識経験者の選出、これについてはさうした現在の学識経験の農業委員と話し合つたり、意見を聞いた上でもちろん出したいと思ひますけれども、学識経験についてはどういふ意見であつたか。あるいは学識経験者以外の現在の農業委員会の方で当然やつてゐると思ひますけれども、どんな意見が出ていたか。そんなことをお聞きしたいと思ひます。

たまたま本年は、年度別の経営耕地面積の農家数の調査が発表になる年だと思ひます。五十五年——あれは三年に一回ですね。だから五十二年にやつたわけですからその統計も出てゐると思ひますが、五十二年の農家数が二百九十六で、大体三十九以上あるのが四十七世帯、さういふことで、ことは五十五年の統計がもう五十六年の六月にはできてゐるのではつきりさうしたことが出てゐると思ひますが、さうした内容をひとつお聞かせ願えればと思ひます。

それから補助金の取り扱ひですけれども、これもまだどうも納得がいかない人

ですが、そんなことを言うとはみな納得がいけないんじゃないかというふうなことになると思いますけれども、私は二十五円を十五万円にしろというふうなことは言っていないわけですよ。したがって、先ほど第一回にお聞きしたのは支出した理由です。ことの三月にまだ保留してあるけれども、いま検討していることということで保留してあるくらいだから、どうしようかなということでも検討してきたものですね。検討しないでもうどんなに出していくんだらう、出しているわけですね。もう三月ですから、これは。その理由が先ほどの説明ではどうも納得がまいるませんので、その理由があると思うんです。行政効果がどうであるというふうに、私がこれはこうじゃないというより出す自身の執行部の方でどういう行政効果があるんだというところをもつて出す。それから協議会の事業内容や予算内容、予算執行の現状と、賛助金的ではないのか、寄付金的ではないのかということは前にも私は質問しています。だから、そういうことでないという理由も出したんですからあるわけです。したがって、これを集約すれば、どのようにこの補助金によって効果が市民に及ぼすとして決定したか。それから公平性とは公益性としての支出の理由。こういうふうなことに對してひとつお聞かせ願えれば

と思います。

先ほど五十五年が八万三千五百六十円に對して補助金が六十五万円というふうな、あるいは五十六年が八万七千四百四十円、それに對して補助金が五十五万円とかというふうなことでありますので、もうここで数字的に私が申し上げて、補助金とはどういうものであるかと、補助金という原点到いて考えれば、これはこればかりじゃございません。ほかにもそういうことがありますけれども、そういうふうなことで補助金であるのか、補助というものはどういうものであるのか、そういうことであります。

それから次に、下水道の個人関係については、ぜひひとつそういうふうなことで、市としての指導、あるいは協力方をそうした関係地主等にも行って、余りトラブルが起らないで不満が起らないようにぜひ努力をしていただきます。

最後になります、西の再開発についてでございますが、さっき不可解な回答があったんですけれども、一月二十七日、先ほどある申し上げをしたことに対して、それですでいろいろ話を聞いてない旨があるんじゃないかというところに対して、それはそういうところだ、そうした地区のところへ今後戸別訪問、そして

徹底を図っていただきますと、こういうことでした。これを取りやめらった。そうすると徹底は図れない、図らなくても事業はできるかできないか、進捗していけるかいけないかということ、地元の戸別訪問やめらったんですから、前には徹底を図ると言いましたが、これはどういうことか、本当に何か不可解なんですか。

それから意識意向調査はやつて二％の調査結果が出たと、しかし、これは建設委員会に発表して、それから全協でということですから、これはまた建設委員会の方でよくするでしょうし、また、それが報告にもなるでしょうし、またその報告で聞きたいことがあれば建設委員長が委員会報告にも質問ができる機会もありますので、また、これはそういうふうなことにしていただきます。

それから発起人の設立と準備組合、これは少しおくられているということですが、これも、これについては現況が現況ですからやむを得ないと思います。また、いずれ何かの機会があったら先ほどの建設委員会にもかけるということの中でも、もし回答や説明がありましたら、そういうことに對してまた第二次的の質問もできると思います。

それから一番困るのが駅前で取り壊した問題です。

このことにこれはどうも先ほどの説明によりますと、市長の説明によっても見合おせるように説得、お願いをしたと、しかし、やつてしまったと。これではどうも全くこれはどうも心配していると思うんです。

議員ばかりじゃなく市民もせっかくいい駅前通りの商店街ができると思つたのに、こういうことでさうぼくおれはおれでやるんだということになると反離滅列表、本当の虫食いのことになつてしまつて、今後の事業に大きな影響が出てくるんじゃないかと思うので、もちろんこの関係の駅前通りの皆さんが心配されて日夜御努力はしてゐると思うんですが、結果的にはさういうふうにあれわれの目の前に出てきて、あそこはさういうふうなエタ地になつちやつてゐるし、また話によればもうすぐあそこはまた工事にかかるようですし、工事にかかっても再開発ができればそれはリッパにまた引くなり壊すなりしてやるとしても、それだけのまた事業費もかかると思いますし、これらについて、もちろん市長も頭を痛めている問題だと思ひますけれども、関係者にさうなひとつ御理解をいただくような御努力をひとつ願ひなければならぬんじゃないかと思ひますので、それらもひとつさうえ方や今後のいき方等に

つてお聞かせいただければと思います。

以上、第二回目の質問といたします。

○議長(末次性男君) これより四時まで休憩いたします。

午後三時四十六分 休憩

午後四時 二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 引き続き答弁を求めます。

○市長(田村匡雄君) 自席からお許しをいただきまして御答弁申し上げます。

第八小学校の件は非常に利息がかかるんではないか、いまだ少しは高かった、要するに措置をしたらどうかというような、大変にありがたなお言葉をいただいたわけでございますけれども、いろいろと学校用地というようなことで買収はしておりますし、もちろんいままでのつもりでことしも学校用地というようなことで借り入れをするようにしてあります。

片方の基金のいろいろな関係も第八小学校の基金ということになっておりますし、非常にむずかしい問題もございまして、まだ私も前からよく言うように、借り入れの利息と、それから積金である利息との差というのは非常に大きいということもよく職員には話してあるわけでございますけれども、非常に法的な問題等もございまして、大変に申しわけないんですけれども、関係の役所等ともよく相談いたしまして最善の方法をとりたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしくひとつ御判断をいただきたいと思います。

それから農業委員の推薦方をお願いしたわけでございますけれども、これは法的に五人以内というふうなことになるので、議会内で五人以内の御推

薦をしていただければということでございますので、よろしくひとつ御理解をいただきたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) 自席から答弁させていただきます。

下水道の使用料等につきまして、関係市町におきましていろいろ検討したわけでございますが、その市町につきましては多摩川上流流域下水道関係市町七市町でございます。これは立川、昭島、福生、青梅、羽村、瑞穂、武蔵村山でございます。あ七市町で集まりまして下水道使用料改定についての検討をしていただいたわけです。流すところが同じでございますので、それぞれが財政事情その他地域差がございますが、できるだけ統一した形でやうていこうというふうなことで下水道使用料事務研究会というふうなことで再三検討してきたわけです。いまの七市町によりましてそれぞれの現在の各市町の使用料等の調査等を出し合つて今後どうしていこうかというふうな事務的なことをやってきたわけです。

その中には下水道使用料の算定の基本となる財政計画期間が、これは流域の下水道の負担金の問題ですけれども、五十六年度——本年度までということ、で、東年度東京都では流域下水道の維持管理費の単価改定をうけてい

んだというのが一つございます。

そういう意味からいつて五十七年四月には単価も変わりますので、やはり値上げをすべきではないかというふうなことの申し合わせをしております。そのほかいろいろ検討してございますが、その中で、要するに使用料と

しての負担区分の明確化というのがあるわけでございますが、市でもって、要するに税金から持つ経費と、おのずから個人で持つべきではないかというふうな二通りに分かれるわけですが、これらの中で検討してもらつてあるわけですが、雨水の方とそれから不明水、それらについてはやはり市で税金で負担をしてもいいんではないか。あと個人的に負担していただくのは、管渠不費とかポンプ場費、汚水処理費、それから料金の徴収費、これらについては使用料の中に入れて計算してもいいんではないかというふうな検討が繰り返されたわけです。そのほかにもあと公債費とかあるわけですが、また受益者負担金の徴収状況、それから水洗化の普及状況、いろいろあるわけですが、公債費等はどちらに入れるか、これはまたそれぞれの市町によって考え方も違ふということで、各市町の実情によりやはりそういうものを入れていくかどうか今後検討したいんではないかというふうなことで、一応使用料としての対象は管渠不費、ポンプ場費、

汚水処理費、料金徴収費、この辺の使用料に入るべきものではないかというふうな検討を加えてもらいたいわけですね。

いままでは、先般御質問いただきましたとおり、そういうふうな先ほど申し上げました七市町で、そのことを検討して一応まとめております。これらの数字等につきましては、また値上げ等を五十七年度から予定するわけでございますが、その節にはまた議会にお諮りして進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○市民部長(井上久男君) 公共下水道に關係いたしまして、し尿くみ取り關係の有料化問題の近隣市町との話し合いの内容はどうかというふうなことでございますが、先ほど申し上げました中で、やはり私の方では正式な会議といいますが、そういうことではなくてあくまで情報交換の場合ということで行っております。これは衛生担当の青梅、福生、羽村、瑞穂、昭島というふうなことで、任意的ではございますけれども、非公式な会議を衛生担当部課長会議を開催しております。その中でいろいろと各種の情報交換、収集等の内容について、目的としてはごみの処理、し尿対策ということで行っております、二月あるい

は四月、五月というふうなことで各市町会場を持ち回るようなところで会議を持っております。さらに五月におきましては、スーパーのごみ対策というふうなことで大型店に対する処理方法をどうしたらいいかということも福生市で二回はかり開いております。

そんなようなことの中で情報交換をしているわけですが、前回御答弁申し上げましたような他市の状況を見ると、そういうふうなことで答弁申し上げておりますが、福生のような具体的な例がまだ各市町とも検討段階に入っておりませんので、当面は当市におきます内部調整の会議を優先してやるようなことで処理していくと、ですから各市町との関係につきましては情報交換というふうな場面で実施しているのが実態でございます。

○総務部長(浅見裕康君) それでは私どもの方から三つにつきまして御答弁申し上げます。

まず最初の契約関係でございますけれども、給食の配膳人員の雇用の関係でございます。ある法律的な根拠等に基きまして御指摘をいただいたわけではございまして、全く御心配いただくというわけではございません。したがって、今後そう

いった法律関係、そういうものに照らし合わせて、今後そういう問題が生じないような的確な措置をすべく規定等の整備をいたしまして、早急に契約の時点におきます明確ないわゆる内容、そういうものも相手側に打して明記しまして、今後支障のないような方法で対応していきたいと思ひます。

なお、例として御提案いただきました委託の方法等につきましても、他市ですでに実施している所もあるようでございますし、教育委員会の方と十分相談をいたしまして、先ほど申しましたような適正な措置をとれるよう、前提をいたしまして研究をさせていただきたいと思ひます。できるだけ早くこれにつきましては具体的で諸規定を準備したいと思ひます。

それから旧婦人生活館の関係でございますけれども、確かに事故があった場合どうする人だという御心配はごもっともでございます。

それで、この解決に当たりまして、いろいろ今後の使用についで町会等と御相談申し上げてきたわけでございますけれども、前にも実は稲荷会館をつくる人だというようなことで提出されて、ある程度着詰まった事情があるようでございます。その後若干その問題が中断いたしましたとして現在に至っているようでござい

ますけれども、今後は町会と稲荷講中の両者によつて十分協議をいたしまして、できるだけ早期にこの建てかえを図るということで、早速にこの基本的な事項を協議してスタートする人だというようなお話を聞いております。したがいまして、現段階の話としては、私どもがやるわけでございまして、なかなか具体的な御説明を申し上げられないんですけれども、一応そういう取り組みをしていくというようなお話を聞いております。ただ、こういったものは非常にむずかしい問題もはらんでおりまして、今後こういった事故防止の観点において、私どもで適当な措置をとってきたいというふうに考へております。

それからもう一点の補助金等の取り扱いの関係でございますけれども、補助金とは何がやという事で、そういう御質問を含めて御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、確かに補助金の本来的な性格をいたしましては、福生市に公益的な、かつ効果的な実績がそれによつて図られる、あるいは生ずるというようなものでない補助金として支出する目的はないわけでございます。

ただ御案内のとおり、この補助金につきましては、従来非常に賛助的な、ある意味では寄付に近いような感覚で出してきた性格的なものがあるようで

でございます。さういつに経過がござりますので、従来出ていたものを、今回また仮に五万円減額いたしましたも十五万円ということでも支出したわけでございます。さういつに補助金の性格からいつて、現在の地方財政のさういつに窮乏の中で安易に支出するということは御指摘のとおりでございます。今後とも十分さういつに厳しい情勢を十分私どもも認識いたしまして、今後補助金の支出、これは補助金に限らずいろいろ検討をしていきたいと思います。

非常に具体的な御答弁を申し上げられませんが、さういつに認識の上に立つて取り組むということで、ぜひひとつ御了解を賜りたいと思います。以上、私の方から説明を申し上げました。どうかよろしく願ひいたします。

○建設部長(内田和雄君) 自席から失礼いたしまして、先ほどの答弁でまだ漏れてゐるものもござりましたので、御答弁をさせていただきます。

改造資金と融資の関係でございますが、さういふことの五月三十一日をもって三年間経過した地域が出たわけでございます。それで要綱によりまして三年以内に施行する改造工事であるということがつたててあるわけです。ただし、当該改造工事を施工できないことについて相当の理由がある場合、市長が認め

た場合はその限りでないということで、一応こゝで五月三十一日をもって三年経過するということになつてきたわけです。

それで私の方といたしましては、これを徹底しなければいけないということで広報、それからお知らせ等でも五月三十一日末までですというふうなことをお知らせいたしまして、それからあと、そのほかパンフレットをつくりまして、私ども下水道課の職員も少ないんですが、全建設部の職員に二戸一戸別訪問をさせて、留守のところもござりましたが、職員によりましてあのパンフレットを持って歩きまして、実はこれこれというわけで五月三十一日をもって融資それから補助金がなくなります。ぜひ五月三十一日までに切りかえをお願いいたしますというふうなことで歩かせてあります。それで、その中では大体の方が承知してゐるというふうな方が多かつたようでございます。私どももさういふ点で落ちがあつてはいけなひと思ひまして、一応できるだけ全戸を歩いて配るということで、都市計画課とか土木課の職員も応援を頼みまして下水道のことについて歩かせてあります。さういふ中で一応五月三十一日で廃止になつたところのものは処理しております。今後也要綱に従ひまして実施してまいりたいと思ひます。